

**〔事案 27-85〕「契約内容のお知らせ」文言修正請求**

・平成 27 年 7 月 1 日 不受理決定

**<事案の概要>**

昭和 63 年 1 月に契約した医療保険について、平成 26 年に保険会社が契約者宛てに送付した「契約内容のお知らせ」に記載されていた入院給付金の支払要件が、約款の規定を逸脱していることを理由に、「契約内容のお知らせ」の当該文言を修正し再送付することを求めて申立てのあったもの。

**<不受理の理由>**

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、入院給付金の支払要件は、約款の規定に拘束され、「契約内容のお知らせ」の記載に左右されるものではないことから、本申立てにおいては、生命保険契約に関する具体的な紛争が存在しているとまでは言えず、本申立てはその性質上裁定を行うに適當でないと認められることから、業務規程第 24 条 1 項 9 号にもとづき、申立てを不受理とした。